

平成 26 年 度

流 山 市 国 民 健 康 保 険 実 施 計 画

流山市 市民生活部 国保年金課

事 項 別 実 施 計 画

NO 1

事 項	内 容	新規・ 継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施 予 定	
				事 項 詳 細	実 施 時 期
1 適用・適正化対策の推進 (1)適用・適正化調査	国民健康保険加入者のうち、重複加入していると思われる方や、他の健康保険の扶養者として認定が可能と思われる方に対して通知をし、資格の適正化を図る他、未適用者について完全遡及することから、加入遅延者に対し、広報等により加入手続きの周知徹底を図る。	継続	国保賦課給付係	・市広報紙への掲載 ・対象者への通知	11月 12月
(2)退職被保険者に対する適用	国民健康保険団体連合会から提供される年金受給者一覧表に基づき、対象者の適正な執行を確保するとともに、届出を忘れていた被保険者に退職被保険者、被扶養者取得届出用紙を送付し、退職被保険者の把握に努める。	継続	国保賦課給付係	・市広報紙への掲載 ・対象者への通知	8月 7・9・1・3 月
(3)未申告者対策	所得把握のため、簡易申告書を送付し、未申告者の解消を図る。	継続	国保賦課給付係 (市民税課)	・市民税課による文書催告 ・国保課独自の文書催告 ・他市町村への所得照会	7月 6月 随 時
(4)居所不明者にかかる実態把握と資格喪失処理	「居所不明被保険者に係る資格喪失確認事務取扱要領」に基づき、収納指導員による実態調査を実施し、市民課あてに職権末梢を依頼する。	継続	国保賦課給付係 国保収納係 (市民課)	・居所不明被保険者の資格喪失処理	通 年
(5)2重加入者の職権消除	「被保険者資格に係る職権資格喪失事務要領」に基づき、勤務先へ社会保険調査を実施し、重複加入の可能性のある方について、喪失手続の勧奨通知をし、一定期間回答の無い方について、職権で国保資格を喪失させる。	継続	国保賦課給付係	・対象者への通知 ・勤務先への調査	通年

事 項 別 実 施 計 画

NO 2

事 項	内 容	新規・継続	担当係	主 な 事 業 実 施 予 定	
				事 項 詳 細	実施時期
2 保険料の収納率向上 対策の推進					
(1) 滞納整理計画の策定	目標収納率を設定し、目標達成のための具体的な実施方法、実施体制等を明記した平成26年度実施計画書を作成し、収納率向上に向けての滞納整理事業を展開していく。	継続	国 保 収 納 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度収納率目標</li> <li>現年分 90.91%</li> <li>繰越分 31.08%</li> <li>事業計画による進行管理</li> </ul>	4月～
(2) 滞納世帯の実態分析	所得段階別、職業別、収納指導員区域別、年齢別、賦課段階別等の「滞納者分析」を行う。	継続	国 保 収 納 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>分析結果に基づく問題点を把握し、効果的対策を検討する。</li> </ul>	8月～
(3) 徴収体制の強化	地区担当、大口担当及び債権対策室を含め、総合的に滞納対策に取り組む。	継続	国 保 収 納 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>全庁的な収納機能の強化を図る。</li> <li>専任収納員の配置を要望する。</li> <li>国保年金課として継続・徹底した催告及び、滞納整理を実施する。</li> <li>収納指導員を活用し、きめ細かな巡回訪問を行う。</li> </ul>	4月～
(4) 納期内納付の推進	納付方法別において収納率が最も高い口座振替制度の推進を図る。特に、新規加入者に対しては、申請時に口座振替を勧める等、重点的な口座振替の推進を図る。	継続	国 保 収 納 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>市広報紙やホームページでの啓発</li> <li>収納指導員による訪問勧奨</li> </ul>	随 時
(5) 被保険者指導の徹底	文書催告はもとより、短期被保険者証や資格証明書を発行することで、滞納者との未接触を解消し、納付相談を持つことで被保険者の状況を把握し、適切な納付指導を行う。	継続	国 保 収 納 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書催告(督促、催告、弁明書)</li> <li>短期被保険者証、資格証明書の発行</li> <li>納付相談会の開催(年2回)</li> <li>収納指導員による臨戸納付指導</li> <li>夜間電話催告</li> <li>保険料に見合わない分納額に対して来庁要請を行い、適正な分納額とする。</li> </ul>	随 時 8、12、3、6月 4・9月 通 年 5月 通 年

事 項 別 実 施 計 画

NO 3

事 項	内 容	新規・ 継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施 予 定	
				事 項 詳 細	実 施 時 期
(6)滞納処分の強化	滞納者個々の生計状況を掌握し、悪質な滞納者に対しては、保険制度の秩序及び公平性を保つ意味からも、滞納処分を実施する。	継続	国 保 収 納 係	・悪質な滞納者の財産や収入状況を調査し滞納処分を実施する。	随 時
(7)年金受給者からの特別徴収	国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主が、一定の要件を満たしている場合、年金から保険料を天引きする特別徴収を開始する。	継続	国保賦課給付係 国 保 収 納 係	・確実に保険料を徴収することで、負担の均衡を図る。 《一定要件》 ・年金額が年額18万円以上ある方 ・国民健康保険料と介護保険料の1回当りに徴収する保険料の合計額が、2カ月に1回支給される年金額の2分の1を超えない方等	10月 12月 2月
(8)納付環境の整備	納付義務者の利便性を図るため、納付しやすい環境の整備を図る。	新規	国 保 収 納 係	・口座引落の件数を増やすため、申し込みの簡素化を図る。	6月
(9)職員の資質・意欲の向上	職員及び収納指導員の研修、啓発を通して資質の向上を図る。	継続	国 保 収 納 係	・収納実績の評価及び収納率向上に向けての研修 ・滞納処分の実務(差押から換価)に関する研修 ・係内ミーティングを定期的を実施	随 時
3 医療費適正化対策の推進					
(1)レセプト点検の充実	職員の配置及び職員研修等の受講により、一層の点検事務の充実を図る。	継続	国保賦課給付係	・連合会によるレセプト点検職員研修に参加し、点検事務の充実強化を図る。	7～11月 (年1回)
(2)医療費通知	総医療費の額等を被保険者に周知することにより、保険制度の理解を求め、医療費適正化に資する。	継続	国保賦課給付係	・受診者氏名、診療年月、診療区分、日数、医療費総額、医療機関名を表示	6～3月 (年4回)
(3)ジェネリック医薬品使用促進通知	被保険者が服用する先発医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた際の経済的負担の軽減度を具体的に示し通知する。	継続	国保賦課給付係	・受診者氏名、ジェネリック医薬品での費用等	8月、2月 (年2回)

事 項 別 実 施 計 画

NO 4

事 項	内 容	新規・継続	担当係	主 な 事 業 実 施 予 定	
				事 項 詳 細	実施時期
(4)医療費データベースの整備・活用	国保連合会で作成している医療費分析資料の活用。	継続	国保賦課給付係	・疾病傾向等を調査・分析し、保健事業及び医療費適正化に活用	随 時
(5)第三者行為(国民健康保険法第64条)求償事務の実施	レセプト点検時に傷病名及び点数により第三者行為の可能性のある事案について抽出。	継続	国保賦課給付係	・国保連合会からの通知、被保険者及び病院からの連絡により把握	随 時
(6)療養費の適正化	柔道整復に通院する被保険者にアンケート調査を実施し、通院状況を確認する。	継続	国保賦課給付係	国保総合システムから頻回受診者を抽出し、アンケートにより受診状況を確認し医療費の適正化に取り組む	11月
4 保健事業の充実					
(1)人間ドック等助成事業の実施	人間ドック利用者に対し助成金を交付し、被保険者の健康の保持、増進に資する。また、脳ドックの助成事業について、検討を行う。	継続	国保賦課給付係	・人間ドック施設利用助成 ・脳ドックの助成事業について検討を行う。	通 年
(2)あんま・はり等助成事業の実施	あんま・マッサージ等施設利用者に助成金を交付し、医療費の適正化に資する。	継続	国保賦課給付係	・あんま・はり等施設利用助成	通 年
(3)「健康を支える栄養学」による健康推進事業	年々増加する医療給付費を抑制するため、生活習慣病をはじめとする疾病予防・重篤化予防を目的として、食生活に視点を置いた、「健康を支える栄養学」を紹介する。	継続	国保賦課給付係	「健康を支える栄養学」に基づく調理実習及び各種講座、学習会を実施する。	随 時

事 項 別 実 施 計 画

NO 5

事 項	内 容	新規・ 継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施 予 定	
					実施時期
(4)保健事業部門等との 連携強化	健康増進課に特定健康診査・特定保健指導、 その他保険事業を行う係を設置し、専門的知識 に基づき一体的に保険事業を実施することで、保 険事業の強化を図り、被保険者の保険意識を向 上させ、医療給付費の減少に資する。	継続	国保賦課給付係 健康増進課	・保健事業部門が実施する栄養教室、健康 教室等の健康促進事業用物品購入等の費 用を分担する。	通 年
(5)特定健康診査・特定保健 指導	高齢者の医療の確保に関する法律により、40 歳以上75歳未満の特定健康診査及び特定保健 指導が各保険者に義務付けられ、適切な医療費 の確保を図り、医療費の適正化を推進するため、 生活習慣病の予防を目的として実施する。 また、第2期実施計画に基づき、更なる受診率 の向上を目指す。	継続	国保賦課給付係 健康増進課	・4月1日を基準日として、国民健康保険被 保険者のうち、40歳以上75歳未満の方に利用 券を発行して、医師会を通じて契約した実施 機関において、特定健康診査を実施する。  ・特定保健指導は、健診を受けた方のうち保 健指導をする必要のある方に対して、動機付 け支援や積極的支援を行い、医療費の適正 化に努める。 ・第2期実施計画に基づき、特定健康診査及 び特定保健指導の受診率の向上に向け、事 業実施部門の健康増進課及び医師会と協議 を行い、具体策を実施する。	6~8月   通年
5 保険料率の見直し	国保財政の健全化を目指し、適正な賦課ととも に、平準化に向けた保険料率の見直しを行う。	継続	国保賦課給付係	・平成29年度からの保険者の県単位化を視 野に入れ、検討する。	通 年
6 その他	医療保険制度の一本化、国保制度に対する財 政基盤強化策の一層の充実等について、国に要 望する。	継続	国保賦課給付係 国保収納係	・市長会、国保連合会を通じて行う。	通 年